

徳島市監査委員告示第9号

平成25年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成26年2月28日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工藤	誠	介
同	岡南		均
同	吉本	八	恵

徳島市監査委員殿

徳島市長 原 秀樹

平成25年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成26年1月30日報告分）に基づく措置状況

都市整備部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務 使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。</p> <p>収納金の金融機関への払込みが遅いものがあった。</p>	<p>今後は、徳島市都市公園条例に基づき、適正な納入期限を設定し処理します。</p> <p>指摘と同様の事案については是正しました。今後は、会計規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p>
<p>2 支出・契約事務 物品購入決裁書において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>復命書が作成されていないものがあった。</p> <p>契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。</p> <p>施設修繕及び業務委託において、計画的・効率的な発注の検討を要するものがあった。</p>	<p>指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>当該復命書については、直ちに作成しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>当該契約書については、適正な額の収入印紙を貼付しました。今後は、印紙税法に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後は、事案の緊急性や地元企業の受注機会の確保などに配慮するとともに、施行箇所・業務内容等の事前確認に努め、計画的・効率的な発注を行います。</p>
<p>3 財産管理事務 公有財産台帳（副本）が、整備・整理されていないものがあった。</p> <p>行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由等の記載がないものがあった。</p>	<p>指摘の事案については、直ちに公有財産台帳（副本）を整備・整理しました。今後は、公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、公有財産規則に基づき、記載漏れがないように徹底します。</p>
<p>4 その他 出勤簿に押印のないものがあった。</p>	<p>押印のない出勤日については、出勤を確認し押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正な管理を徹底します。</p>